(事務局) それでは審議会会長の選任を行いたいと思います。条例施行規則第9条第1項により、会長は審議会委員の互選によって定めることとなっております。会長の選任についてどなたかご意見がございましたら、お願いいたします。

(髙田委員) 引き続き井手委員の就任を推薦します。

(委員一同) 異議なし。

(事務局) 髙田委員からご意見がございましたが、異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

(事務局) それでは、井手委員に審議会の会長をお願いしたいと思います。井手会長、 会長席へご移動をお願いいたします。

以降の進行は条例施行規則第10条第2項により、会長が会議の議長となるとされていることから、井手会長、よろしくお願いいたします。

(井手会長) はい。ただ今、会長に選出されました井手でございます。前期に引き続いての会長職を務めることになります。

先ほど、冒頭の部長の挨拶にもありましたように、琵琶湖保全再生法が制定されまして、 改めて琵琶湖が国民的資産ということで、誰のものでもなく、みんなのものであるという ことが明確に規定されたわけでございます。もちろん、これまでこの審議会での議論の積 み重ね、継続性ということもございますが、琵琶湖保全再生法の施行も受けた新しい局面 の中で、今後の琵琶湖のレジャー利用のあり方を皆さまと共に議論していければと思って おります。よろしくお願いいたします。

まずは、条例施行規則第9条第3項に基づきまして、会長が欠けた際の職務代理者の指名を行いたいと思います。職務代理者につきましては、本日ご欠席ではありますが、前期に引き続いて須藤委員にお願いしたいと思います。

それでは、次第に従いまして議事を進行させていただきます。

次第の2. 議事(2)「琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況について」、それから(3)「夏季利用状況調査等」につきましても非常に議事(2)と関連が深いものですので、まずは事務局から併せて説明をお願いします。

(事務局より資料 2-1、2-2、2-3、3-1、3-2、3-3、4-1、4-2、4-3について説明)

(井手会長) 以上、議事の(2)と(3)を併せて説明いただきました。ただ今の説明 につきまして、何かご質問あるいはご意見等があればお受けしたいと思います。いかがで しょうか。はい、それでは髙田委員お願いします。

(髙田委員) お尋ねしたいことはたくさんあります。まず一つ、外来魚釣り上げ名人事業についてですが、これは私たちが主催した別の会議でも意見が出たのですが、これが果たしてレジャーなのだろうかということなのです。この事業に参加する人たちはレジャー、楽しみで来ているというよりも、環境保全の意識が非常に高い気持ちで参加されていると思うのです。

かねがねずっと企業や団体に釣りざおを貸している、そのような取り組みの成果もこちらの実績として盛り込まれています。それであれば、私たちのところにも企業や団体がたくさん参加するのですが、そういう人たちは遊びにきているのではなくて、環境貢献でやっているとか、環境保全の活動の一環として参加されているのです。それをレジャーとして組み込むことに無理があるのではないかなと思いますので、こういった活動はレジャーと切り離したところで考えないと、レジャー対策とは言えないのではないかという気がします。

(井手会長) ご意見としましては、先ほどご説明いただきました釣り上げ名人事業について、これはレジャー対策ではなく、環境保全の活動ではないかというご指摘ですが、これは琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗に入る内容ではないというご意見でしょうか。

(髙田委員) はい。レジャーをするならもっと他に楽しいことがあると思うのです。南湖の水草がいっぱい打ち上げられた臭いところで、ブルーギルを一匹一匹釣るようなことがとてもレジャーとは思えない。社会貢献や環境保全という考えがあるから来ているだけであって、レジャーをしにきているという感覚ではない。少なくとも私たちのイベントに参加してくれる役員の人たちは、そのような意識を持って参加されているという意味で発言しました。

(井手会長) ご発言の趣旨は分かるのですが、それでは、この審議会で議論すべき内容ではないというご指摘なのでしょうか。

(髙田委員) そうです。レジャー対策として取り上げることではないかということです。

(井手会長) ただ、この計画については、外来魚の釣り上げ実績なども大きな枠組みの

中でずっと報告されていますが。

(髙田委員) それにつきましても、前回から言っていますとおり、レジャー利用者に駆除量の数値目標を背負わせるというのはどうかと思うのです。今年の計画が何トンで右肩上がりにいかなければいけないのに、去年を上回っていない。数字が足りないなど。その数値をレジャー利用者に背負わせるのはどうかと思うので、そろそろ数値目標を外してはどうかと次の提案として言おうと思ったのです。

(井手会長) 分かりました。大切な点ですが、小田委員から意見があるようです。

(小田委員) 髙田委員の意見に反対するつもりはないのですが、その考え方だと、釣りに来ている釣り人たちに駆除活動を背負わせるのはおかしいということになってしまいます。

(井手会長) 事務局、今の時点で何か回答はありますか。

(事務局) まず外来魚の釣り上げ名人事業を実施するようになった経過ですが、私どもが外来魚の回収で回っていますと、毎日琵琶湖の周りで外来魚の釣り上げをレジャー感覚で楽しんでおられる方が結構おられます。そのような方々に頑張っていただいている部分に光を当てて実施しようということで、この事業を立ち上げたところです。本人たちはレジャーで楽しんでおられると思っております。

それから、企業や団体の外来魚釣り上げ隊ですが、こちらは外来魚のリリース禁止の普及啓発を図る目的があり、確かに企業は環境保全目的で実施している部分もあるかと思いますが、レジャー条例に沿うと思っています。

(井手会長) いかがでしょうか。議論のある点だと思いますが、他の委員の皆さまから も今の問題提起に関してご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。それでは、 辻村委員お願いします。

(辻村委員) まず一つ、琵琶湖を保全する視点と琵琶湖を楽しむ、活かす視点というのは、視点が全く逆のところにあるかなと思うのです。人間視点と琵琶湖の自然視点であれば、レジャーという捉え方も逆になるかなと思いまして、その視点というのをどこに持っていくのかというのが、私は自分でもしっかりと掴んでいきたいなと思います。

今、髙田委員が話された、外来魚釣り上げ名人事業がレジャーであるのか、レジャーではないのかということに関しても、例えば、この進捗状況について説明いただきました15ページのところに、平成32年度に外来魚の生息数を600トン以下とすることを目指

すと。現在、平成27年4月1日現在の推定生息数は1,240トンであると。あと32年までに向けて外来魚を半減しないといけないと。この大きな目標があって、これをどのように実現していくのかというのが非常に重要で、私にとってはどのような具体的な例があるかと思ったところです。

その中で、漁師さんに外来魚を捕っていただくということもありますが、この外来魚釣り上げ名人事業が一般の人に外来魚をどんどん釣って、リリースしないで、それを他の用途に使いましょうという、普及啓発の面でも非常に面白い取り組みだと事前に資料を頂いたときに思いました。

この事業を楽しんでやっている人も中にはおられるでしょうし、琵琶湖を保全するためにやっているという人もおられるでしょう。その人の捉え方はさまざまですが、環境保全とレジャーを結び付ける外来魚釣り上げ名人事業を私は面白い取り組みだなと思っています。

滋賀県の中では、レジャーや遊びというのを政策の中に取り入れるというのは非常に難しいやり方だと思うのですが、この取り組みが全て良いとは思いませんが、このような環境保全を楽しんでレジャー的にやっていくことを一般の人にも広げていくことは、外来魚半減の目標に対する具体案として有効ではないかと私は思います。

ただ、当事者の方々が、これはレジャーではないとおっしゃるのであれば、これを当事者の方々がレジャーとして取り組めるような、プラスアルファのエッセンスを入れていくようにすればよいのではないかと話を聞いていて思いました。

(井手会長) ありがとうございます。それでは、髙田委員お願いします。

(髙田委員) はい。辻村委員の意見と、それから先ほどの小田委員からの意見に対する 回答をさせていただきます。小田委員から、楽しんでバスを釣っている人にリリースをさ せない、魚をキャッチすることを強要するのは矛盾するのではないかという話ですが、ま さにそこでして、レジャー条例ができてからずっとかたくなにリリース禁止を守らない一 定の人たちがいるのは、この委員会でも議論がされてきたと思いますが、そのような人た ちに対していかにリリース禁止を守っていただくかということになると思うので、この釣 り上げ名人事業をルアー釣りをする人、またはボート釣りをする人に限定するとか、その ような形にすれば、そのような人たちにも数値目標を達成するのに貢献していただけると 思います。

そもそものレジャー対策というのは、そのようなマナーを守らない人にいかに守ってもらうようにするかということで、その付属として数値が上がってくる、回収ボックス、回収いけすに入る外来魚、それから釣り大会に参加する人数というのが積み上がると思うのですが、そのようなマナーを守ってもらえない人の視点を抜きにして、このような事業が次々出てくることに私は問題を感じているので意見させていただいています。

ですから、先ほど言いましたとおり、この外来魚釣り上げ名人事業は、もうすでに楽しんでいる人、レジャーで来ている人に参加してもらうべき内容なのではないかなと思いますし、そういう意味で私は大賛成です。

(井手会長) そうですね。ご指摘の趣旨は分かるつもりではいるのですが、ただ、私も 辻村委員が話されたように、当のご本人がどのようなつもりで、この外来魚釣り上げ名人 事業に登録されて一生懸命数百キロの外来魚を釣り上げられておられるのかは、我々が決 めつけるわけにもいきませんので、そこはまた難しいなと思いました。

ただ、気になりましたのは、これらの方々にも数値目標を背負わせているのではないか とご指摘があったのですが、それは必ずしも当たらないような気がします。別に目標があ るわけではないのですよね。

(事務局) はい。特に目標などを設定しているわけではございません。それぞれの方が 釣り上げていただきました量により段位を認定しています。今考えているのは、3年連続 で名人になられた方につきましては、知事からの感謝状の交付を予定しています。

(井手会長) はい、ありがとうございます。

(井手会長) 吉田委員。何か。

(吉田委員) この外来魚釣り上げ名人事業という取り組みは、いわゆる広く多くの人に 外来魚を駆除するという考え方を知って認識していただくと。われわれ漁業者としては、 現実に外来魚が増えることによって他の在来種の魚が壊滅状態になっているわけですよね。 ですから南湖の方をわれわれが漁業している中でも、ほとんど今は在来種の魚がいないん です。ほとんどブルーギルです。これはやはり駆除して他の在来種の魚は増やしていくと。 在来種の魚を琵琶湖で釣ってもらうという、私はそのようなレジャーを楽しんでいただく ようにしたいと思います。

ですから、ビワマスなどは非常に今放流でたくさんの方が挑戦されていますが、やもすると漁業者よりたくさん捕られて問題になっていますが、そのようなことで、南湖の方はほとんど外来魚が占領してしまっています。

私どもは年に1回市民祭りをやっていますが、そのときにも外来魚を釣る体験を一般の 方に竿を貸して実際にやってもらっています。昔のボテジャコ釣りと一緒で、すぐに食ら いついて簡単に釣れるので非常に楽しんでおられます。外来魚釣り上げ名人事業の一番の 目的は、外来魚を減らすための施策として取り組みされたと私は思っています。

(井手会長) ありがとうございます。レジャーですので、生き死にの問題ではないとい

うことは、逆に言いますと、それぞれの方々の価値観が絡むところでもありますので、今 の髙田委員からの問題提起は、この場で議論していくべきかと思っています。今の点につ いてはよろしいですか。

(髙田委員) 一つだけお願いします。

(井手会長) はい。

(髙田委員) びわこルールキッズ事業がずっと続けられて、非常に素晴らしい事業だと思っています。琵琶湖で釣った外来魚はリリースしてはいけないということがよく分かる事業でして、小さいころからそのような教育はとても大事だと思います。そのような子供たちが大きくなって、自分たちの力で琵琶湖に釣りに来たときに周りの大人たちが釣った外来魚をリリースしている。「あれ、おかしいな」と。「自分たちが子供のときはみんな回収したのに、なぜこの人たちは逃がしているんだろう」ということになりかねないような状況が今の琵琶湖にあるわけなんです。

そういう意味では、前回の審議会で今後の目標として、外来魚リリースゼロを目指すという目標に明文化された以上、そのようなルアー釣りを楽しんでいる人たちにリリースを守ってもらうことを数値目標にして、実績を積み重ねていくようなことをしなければならないのではないかなということを少し遠まわしに言ったので誤解されたかもしれません。結局、レジャー対策というのはそのようなことであって、初めからルールを守るつもりの釣り人を増やしたり、駆除量を目標に挙げたり、水産課とどちらがやらなければいけないことなのか、その切り分けが難しいところまで踏み込むのではなくて、純粋にリリース禁止が守れない人が今何人いて、来年はそのうち何パーセント減りましたと、そういった目標と実績を挙げていくのが、レジャー利用適正化審議会ではないのかと考えています。

(井手会長) ありがとうございます。私なりの理解としては、事務局がこの外来魚釣り上げ名人の事業で目指しているのもまさにそのようなところだろうと考えています。

(事務局) そうですね。事務局で目指しているのもそのような形で、リリース禁止の普及啓発を図るということです。

それから、直接リリースしている方に対する啓発活動もございます。資料2-3でご説明しましたように、今現在、滋賀県内でたくさん外来魚が釣れる場所は彦根旧港湾しかないという状況ですが、そちらでリリース禁止の啓発キャンペーンを行いたいと思っています。

また、レジャー利用監視員に啓発用のウエットティッシュを配布しておりますので直接 お配りさせていただいて、リリース禁止の訴えを行いたいと思っています。 (井手会長) ありがとうございます。特に辻村委員が話されました、守ることと、保全とそれからレジャー、活かす間で視点が真逆ではないかというご指摘もありましたので、その点は特にこれから留意しながら議論させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(辻村委員) はい。

(井手会長) 続きまして、何かございますか。

(辻村委員) すいません。一つだけ。このマナーアップキャンペーンや外来魚釣り上げ名人事業などで、釣り上げた外来魚の大きさを競うのも一つのレジャーだと思います。やはり自分で外来魚を今日は5匹釣ったけれども、あしたは7匹釣ろうとか、何かそのような遊びの感覚の数字設定はオリンピックみたいで面白いと思います。ですから、これは環境を保全するためにやっているんだというのではなくて、今日はブラックバスを5匹釣った。明日は10匹釣ろうという自分の中でレジャーの目標設定をしていけば、自然と遊びながら目標をクリアすることによって外来魚が減っていけば、すごく面白い好循環ではないかとお話を聞いていて思いました。ですから、レジャーといっても問題ないのではないかという印象を持ちました。

(井手会長) ありがとうございます。まだ時間的には余裕がありますし、他にもご質問等もあるのではないかと思いますが。

(水産課) 水産課です。

(井手会長) はい。

(事務局) 委員も代わられたようですので、琵琶湖の外来魚の状況についてご説明した いと思います。

外来魚は大きく2つありまして、ブルーギルとブラックバスがいます。それらは昭和4 0年代にブルーギルが先に入りまして、昭和47年にブラックバスが入りました。

琵琶湖にそれらの外来魚が入ったときに、滋賀県の漁業調整規則によって放流は禁止されていました。ですから、法的に存在してはいけない魚という観点で水産課では対応しています。

他府県の場合は、この魚とこの魚は放流してはいけませんよという調整規則ですので、 そのときにブラックバスが載っていなければ放流しても法的には問題がなかったと。ただ、 滋賀県におきましては昭和26年に漁業調整規則が制定された時点で、この魚以外は放流 してはいけませんという方式になっていましたので、外来魚は基本的には違法に放流され た、密放流の魚です。ということから、水産課では有害外来魚ゼロ作戦事業という外来魚 を限りなくゼロに近づける事業を進めております。

そのような中で、琵琶湖レジャー対策係と協働しながら少しでも琵琶湖の外来魚を減ら していきたいと努力をしているところです。

(井手会長) 補足説明をありがとうございました。今の説明についていかがでしょうか。

(吉田委員) 他のことでもよろしいですか。

(井手会長) はい。

(吉田委員) 先ほど水上バイクの航行規制について説明がありましたが、去年瀬田川に水上バイクが3台入ってきて、おそらく石山寺辺りまで行って、折り返してまた戻ってきたのですが、すぐに私は水上警察に連絡をしました。ところが間に合わなかったということで、結局はどこで監視や指導をされているのか。瀬田川は狭くてたくさんの船、ボート、漁船、観光船も通っています。その中を猛スピードで入ってきたので、びっくりしました。今後もそのようなことがないようにどのような施策をやっていくかを検討していただきたいと思います。

(井手会長) ありがとうございました。今のご意見は要望としてお受けいたします。また、事務局で状況等を確認願います。

(事務局) 瀬田川につきまして水上安全条例で動力船の航行禁止の水域となっています。 そこに水上バイクが航行禁止の水域に入ってきたということだと思うのですが、この件は 県警の所管になりますので、県警から説明をいただきたいと思います。

(県警) 水上警察は現在、大津分駐所、それから彦根分駐所、高島分駐所で活動をしており、最高で三手で活動して警戒に当たっているところです。また、そのような水上バイクを見掛けられたら、すぐに110番していただいて、県警が迅速に対応したいと思いますので、よろしくお願いします。

(井手会長) よろしいでしょうか。委員として期も代わりましたし、新しく就任していただいた委員の皆さまもおられますので、今日はできる限り、すべての委員から発言をいただければと思っています。

先ほどの事務局からの説明に対する質問でも結構です。あるいは広く琵琶湖のレジャー、 あるいはそれ以外のことも含めまして、何か日頃から思っておられることがありましたら ご発言いただければと思っています。

(井手会長) それでは、仲川委員、お願いします。

(仲川委員) お伺いしたいのは、琵琶湖に雨がよく降るとごみがたくさん流れてきます。 そのごみの動きによってブラックバスはそれに付いて動く場合があるのです。そして、それが琵琶湖のごみとして打ち上がってくるので、皆さんに琵琶湖のレジャーでごみをしないでくださいと言っても、自然のごみがたくさん打ち上がっているから言いようがないのです。注意のしようがありません。私達は現場にいて、ごみの対処をするように一生懸命やっていますが、やはり自然には勝てません。

私は、野洲川のごみが流れてきて湖岸に漂着するので、ごみを取ってくれと大津市にもよく言うのですが、予算が今年はないだの去年あっただの。ごみを取ってもらうのに、これは大津市だ、これは滋賀県だと行政同士で押し問答があったようなことも聞いています。皆さんはごみが動くというのは潮の流れによるものとご存じなのでしょうか。漁師の方なら知っておられると思うのです。野洲川の水がたくさん出ると、琵琶湖大橋から北湖については、南湖の方へは行かないで、北湖の中でぐるりと回るような感じで琵琶湖には潮の流れがあるのです。ですから昔から漁師が地引網などをしたときに潮の流れがあって、皆さん潮の流れに対処して網を入れたりされているので、それによってごみも同じように動きますし、魚も同じように動くのです。

それがブラックバスではなくて、ブラックバスが動くのに付いて、琵琶湖にいるコイやアユなども動くので、やはりごみがあるということは、潮の流れを分かってもらいたいとものすごく私達は思っています。滋賀県から野洲川の流域の市町に声を掛けてもらって、野洲川のごみは全部その場で揚げるように依頼してもらえないかと大津市に言いました。大津市としては、「はい、分かりました」だけで、一つもそれは聞いていない。滋賀県ではそのようなことは大津市から聞いていないと言っておられましので、やはり琵琶湖を美しくする。琵琶湖をレジャーで使ってもらおうと思えば、そのようなごみを徐々に削減していけるように取り組んでいかないと、ブラックバスが云々も一つですけれども、それはただ自然の破壊ではなくて、ブラックバスも生き物ですし、それを目当てに来てお客さんが遊ぶのも琵琶湖のレジャーの一つだと思います。

だから、聞いている中で、皆さんはいろいろ難しいことを言われていますが、その現場にいて、見ているものこそマナーですね。レジャーに対するマナーです。バスを釣ったらノーリリースですよ。はい、分かりましたと言ってマナーとして、それを全部釣り上げる。マナーを守れない人は、またリリースする。結局マナーが守れているか、守れていないか。琵琶湖におけるレジャーはもっとマナーを守ってくださいみたいな感じを強調するほうが

良いのではないかなと。そのように思います。

(井手会長) はい。ありがとうございます。ごみのポイ捨てとそれから漂着ごみの問題は非常に重要な問題だと認識しております。私の理解ではその辺りは基本的にポイ捨てごみを禁止する条例で網が掛かっているものですが、確かこちらのレジャー利用の基本計画の中でも、河川等におけるポイ捨てごみの関係は計画は文言として入れていたような気がしますが。

(仲川委員) 昔、甲賀の野洲川の流域の市町名の書いたごみ袋が流れて和邇浜へ漂着したのです。みんな「これは何だ。」ということになりました。ペットボトルや空き缶など、ひどいときには生ごみ、プラスチックの入ったごみが結構流れてきたことがあったので、これはおかしいということで言っていました。

(井手会長) おっしゃるとおり、琵琶湖の潮目がございます。 西岸のほうから東岸のほうに漂着することもあります。

(仲川委員) 私のところは琵琶湖大橋から少し離れた和邇浜です。真野浜にはそんなご みは漂着しないのですが、和邇浜ですと真野浜から少し北側になるので、雨が降って上が って琵琶湖を見たら必ずごみが浮いています。

(井手会長) 事務局、ごみに関してはどのような扱いになっていましたか。

(事務局) ローカルルール等の推進という項目の、今後の取り組み等の中で、ごみの投棄、放置対策がございまして、その中で滋賀県ごみの散乱防止に関する条例等に基づき、各種の環境美化活動の推進とごみの投棄、放置防止のための指導、監視を行いますという計画になっております。その実施状況でございますが、資料2-1の18ページ、19ページ、20ページのところに、その実施状況につきまして記載をしています。

(井手会長) 仲川委員のご指摘の点は少し違うとは思うのですが、そういった形では広くこのレジャー利用の適正化基本計画の一部としては議論していただけるようになっておりますので、機会がありましたら、問題提起していただければと思います。

私からごみの関係について質問です。20ページで湖底のごみを清掃されているとのことですが、漂流しているごみもさることながら、琵琶湖の場合、湖底に沈んでいるごみも多いと聞いていますのでこれは良い活動だと思います。ただ、清掃の結果、回収されたごみの量が出ていないのが少し残念かなと思いました。

(事務局) 申し訳ございません。この日本釣用品工業会の湖底清掃につきましては、釣り具のところに環境美化マークが入った釣り具がありまして、その売上金の一部が日本釣用品工業会へ行くようになっており、売上金を基に湖底清掃活動をされています。その回収量につきましては、私どもも教えてほしいと言っていますが、なかなか教えていただけない状況です。

(井手会長) そうですか。

(事務局) 日本釣振興会滋賀県支部との協働事業で湖底清掃を行っていますが、平成27年の6月に実施したものでは、450キロ程度のごみを回収しています。

(相阪委員) 少しよろしいでしょうか。

(井手会長) はい。

(相阪委員) ごみの問題ですが、私どもは水辺に毎日いまして、ビーチなどから流れてきたごみを集めて処理するのですが、大津市の場合、産業廃棄物であり一般ごみではありません。ですから、一般ごみとは別に産業廃棄物のごみ箱を置いていて、そこへ一生懸命ごみを集めてお金を払わなければいけない現状があります。

(井手会長) 事業所として収集しているからですか。

(相阪委員) そうです。事業所の場合は、プラスチックやコンビニの袋が多いのですが、 コンビニの袋は紙や生ごみではないので持って帰っていただけない現状にあります。

そのような意味で言うと、湖を汚したらいけない。だから、船にはトイレを付けて汚物を持って帰りましょうみたいなのは海外にはあります。でも琵琶湖のヨットやボートでトイレの付いているのは、琵琶湖の水を吸い上げてまた出すということが認められているのです。海外ではそのようなトイレも駄目です。湖だから船から用を足すのは良くないよと。その代わり、港には必ずそれを捨てる用意はしておきますと。

湖でおしっこしたら駄目よねと言うのは簡単です。乗る人はきれいなところで乗りたいというのがあります。美しいところだから価値がある。だから遊ぶのだというところがありますので、琵琶湖全体を美しくしていくために我々ができないことを県や市等が提案していただきたいと思います。

(井手会長) はい、ありがとうございます。私も初耳だったのですが、琵琶湖は垂れ流 しオーケーなのですか。ヨット等については特に汚物を持ち帰らなければいけないという 規則はないのですね。

(仲川委員) そんなものは付いていません。

(井手会長) おそらく規則がないから付いていないのだと思います。

(仲川委員) そのとおりです。

(相阪委員) ですから船舶トイレは水をくみ上げてまた出すのですが、海外では湖の場合にそれは禁止されているところが多いです。

(井手会長) 分かりました。その件は事務局で調べておいていただけますか。

間違ったことを答えていただいても困りますので、きっちりと調べた上で、次回にでも 報告願います。今の発言は非常に重要だと思います。

ちなみに善意で集めたごみにつきましては、市町との協議次第によっては受け入れてい ただけると理解しています。

(相阪委員) そうですか。

(辻村委員) はい。提案です。

(井手会長) それでは辻村委員。

(辻村委員) 事業者がいくらそれが環境に貢献するためであったとしても、事業者が出すごみは産業廃棄物になるというのが、事業者のごみの出し方の決まりなのです。そこを市町と掛け合って、このごみだけは琵琶湖から出た善意のごみだから、これは一般ごみにしましょうというのも、これまた協議が大変だと思うのです。

私が提案したいのは、琵琶湖の周りで皆さん、楽しんでいただいていますよね。駐車場や料金も取られずに楽しんでおられます。私は前から駐車料金を取って、楽しんでくださる方から対価を取って、その対価で産業廃棄物に係る費用を賄えるような、お金の回るシステムもやはりつくったほうが良いのではと前から思っています。

垂れ流しのことに関して、これは明確ではないのですが、湖北のほうで簡易上槽、下水がないところはバキュームカーで糞尿を集めておられて、その糞尿は琵琶湖に流していると聞いたことがあります。そうすれば魚の餌になって、そこでは魚がたくさん捕れるということも聞いたことがあります。これは私が又聞ききした話なので、明確なことではないかもしれませんが、今、琵琶湖の状況というのは、CO2をきれいに排出するためにかえ

って餌がないから魚が育たないという言われ方もしているので、生態系も含めて考えたほうが良いと思います。

(井手会長) ありがとうございます。1点目に関しましては、琵琶湖の利用税的なものを考えてはどうかというご発言ですね。これは懸案事項になっておりまして、計画の中にも検討しなければいけない事項の中に挙げてあります。

(事務局) この部分ですが、資料の2-1の26ページの下のところで、小型船舶の湖面利用税などの話ですが、公平にお金を取らなければいけませんが、琵琶湖が広大で把握するのには広過ぎて湖面利用税を取るのは難しいということです。先ほどお話しされたのは駐車料金を取ってということですが、駐車料金を取るという部分はそれぞれの所管のところで考えていただくことになると思います。

(井手会長) 歯切れが悪いですけが、前回にも発言がありましたし、大きな方向としては私も考えて良いのではないかと思っています。そのような形でぜひご意見をいただければと思います。最初に申し上げましたように、期も変わりましたので、できるだけ今日は全ての委員からご発言をいただければと思っています。もしよろしければ、黒須委員、久保委員、坂田委員の順番でご発言いただければと思います。

(黒須委員) 少し別の点になってしまいますが。

(井手会長) 結構です。

(黒須委員) 資料の進捗状況についての25ページですが。

(井手会長) 25ページですね。

(黒須委員) ぜひ教えていただきたいのが、やはり楽しみに子供から大人まで琵琶湖に遊びに来る方々がレジャー目的としていらっしゃる中で、事故が毎年一定数起きているというのをニュースなどで聞いたりすると、少し行くのが怖いなという心情を与えるのかなと思いまして、その件に関しまして、事故が毎年30件前後発生しているという記述があります。ここはずっと一定数なのか、これまでそれぞれ変化があるのかということと、あと、検挙数とその関係性、事故と検挙数との関係がどれだけはっきりしているのかと。そのところをもう少し情報があれば教えていただきたいと思います。

(井手会長) はい。大きく2点のご質問です。事故の発生件数につきまして、この30

件というのが安定しているものなのか、変化しているものかということと、それからもう 一点は取締状況、検挙数と事故との関係ですね。

(黒須委員) はい。統計。

(井手会長) 例えば事故が多いときは検挙数も多くないかとか、そういうことでしょうか。こちらにつきましては県警からお答え願います。

(県警) 平成27年、28年の資料しか手元にはないのですが、船舶事故は平成27年が43件、それから平成28年が46件です。平成28年は過去最高かと思われます。平成19年以降では過去最高の発生件数になっています。また当事者として被害者数は83人で、人数的には減っているところもありますが、昨年、一昨年を通して40件超えの発生件数でした。件数について、中身については、平成28年度ですが、水上オートバイの事故が11件、モーターボートの事故が12件、それから多いのがボードセーリングですね。これも5件。このあたりが多い船種別の状況です。

死亡者は昨年に亡くなられた方が5人です。カヌーに乗っていて転覆して亡くなった方。 それからボートから転落して亡くなった方。えりにパワーボートが衝突して男性が亡くなりました。それから彦根で水上オートバイから落水して女性が亡くなった事故がありました。そして12月に大津市でボートから転落して亡くなった事故。この5件の死亡事故があります。

また、違反の取り締まりの状況ですが、昨年は13件12名の検挙で、遵守事項違反や ライフジャケットを着ていない違反、船舶検査証を積んでいないなどです。

あと、水上オートバイの事故がありまして、無免許で送致したものもあります。 以上です。

(井手会長) ありがとうございます。黒須委員、よろしいでしょうか。

(黒須委員) はい。ありがとうございます。

(井手会長) ここ2年は40件超えとの話でした。増えているということですね。

(県警) そうです。増えています。

(井手会長) はい。ありがとうございます。それでは、久保委員、お願いできますでしょうか。

(久保委員) 私は近江舞子で水上オートバイをずっと乗っています。水上オートバイを持っている者としてすごく肩身が狭いのですが、一部のマナーを守らない方のおかげですごくイメージを悪くされています。自分にできることは、マナーを守る。ルールを守る。それを模範として示して見てもらうと。私の周りは率先してごみを集めたりや、沖のほうまで座ってゆっくりとしたスピードで決められた範囲の中だけで乗っていますが、県外から来られる方は非常にマナーが悪い方が多くて、そこに口頭で注意するのも勇気がいります。怖い方もおられますし、そこは自分たちで模範を示すと。あと、夏の貴重な休日も巡視艇に乗って沖からパトロールするなど自分たちができることをやっています。

先ほどのごみのこともそうなのですが、このレジャー利用適正化審議会においては、バーベキューをされる方や、レジャーで来られた方にきっちりごみを持って帰っていただくにはどうするのかという議論をしたほうがいいのかなと思いました。

(井手会長) ありがとうございます。坂田委員、お願いできますでしょうか。

(坂田委員) レジャーといってもいろんな種類が最近増えてきまして、この琵琶湖保全再生法の計画の中にもありますビワイチなども増えて人気ということで、滋賀県に来られる観光客もかなり増えてきています。そういった中で、私が去年すごく感じたのがその観光客が来る琵琶湖の玄関口でもあります大津港が非常に臭くて、藻ですね。臭くて、取材をしていても鼻をつまんでいなければいけないぐらい臭くて、藻や水草の対策が追い付いていないなと。これで観光客が来られても、「滋賀県はどうだったか」と言われて、「臭かった」で終わるのとではと思います。その印象しか残らないのぐらい臭かったです。

藻や水草、その対策が進んでいないなと思うのと、あと、インバウンドのお客さんもかなり増えています。そういった外国の方々に琵琶湖のルールを守ってもらう対策、啓発看板なりがどのようにされているのか教えていただきたいと思います。

(井手会長) はい。最後のご質問は具体的には、英語とか、他の言語とか。

(坂田委員) そうです。中国の方も多いので、英語以外の言葉とか。

(井手会長) 多いですからね。そういった観光客向けのルールの啓発看板みたいなのは あるのかというご質問ですね。

(坂田委員) そうですね。今まで日本人に対しては、かなりやってきたと思うので、これからは外国の方々にということで。

(井手会長) どうなのでしょう。見たことがありませんが。

(仲川委員) 琵琶湖を周ると地域によっては韓国語でも書いてあり、中国語でも書いて あるところはあるらしいです。

(井手会長) なるほど。事務局どうでしょう。宿題としてお聞きするということでしょうか。

(事務局) 私どもが看板などを設置しているものとしては、航行規制水域の看板と、それから外来魚回収ボックスなどで、琵琶湖の外来魚リリース禁止については、啓発用ティッシュを使って啓発活動を行っていますので、その中でどのようなことができるのか、検討させていただきたいと思います。

(井手会長) はい。

(事務局) 水草につきまして、去年は7月までは少なかったんですが、8月ぐらいからかなり出てきまして、やはりどうしても沖で生えてきたコカナダモなどが切れて流れるという性格があるので、大津港あたりに寄ってきて集積したり、臭いを放つということなので、3台ある刈り取り機で順繰りに回っているのですが、おっしゃるとおりに追い付かないところがありまして、できるだけそのあたりは予算を確保しながらやっていきたいと思っています。根っこから引き抜いているのは根こそぎ除去と言いまして、できるだけ流れないようにはしています。特に一昨年は台風が来たり、強い風が吹くと一発で切れてしまって流れるということがありますので、できるだけ、根こそぎ除去と刈り取り除去を有効的にやっていきたいと思っています。国内外から来られた方にいい印象を持っていただけるようなかたちでやれればと思っており、頑張っていきたいと思います。

(井手会長) ありがとうございます。そうしましたら、竹内委員、お願いできますでしょうか。

(竹内委員) 坂田委員も発言されましたが、私たちは普段水上、水面を利用させていただいて、私は夏場には結構漕ぐのですが、昨年もクラブハウスから出て全く漕ぐところがなくて、漕いだところ若い選手たちが藻の上に乗ってしまって動けなくなったというのがありますし、瀬田川のほうも藻が多いです。

それと、大会もできない状態で、審判や役員が総出でやって次の日に大会をやるというような感じもありまして、ぜひこの水草刈機を増やして一挙にやっていただきたいと思います。

(井手会長) はい、ありがとうございます。レジャー利用という広い意味でいえば、レジャー利用のためにも水草の繁茂を何とかしてほしいということですね。水草の繁茂は琵琶湖にとっては今一番大きな課題ですので、滋賀県も一生懸命やっておられるということはご理解いただければと思っております。

(相阪委員) 少しお聞きしていいですか。

(井手会長) はい。相阪委員。

(相阪委員) 海外から琵琶湖、日本の湖ということで観光で来られた方なんかがジェットスキーをレンタルする場合は、講習を受けないとやはり乗れないのでしょうか。

(県警) そうです。講習を受けないと琵琶湖では乗れません。

(相阪委員) 乗れないのですね。ですから、海外の方が琵琶湖で水上オートバイに乗りたいと観光で来られても、一切貸すことはできないということですよね。

(仲川委員) 海外では免許の要らないところもあります。日本は船舶免許も必要ですし、 琵琶湖については講習終了証も必要です。

(相阪委員) 海外から旅行に来られた方が免許を持っていない。それから滋賀県の水上 オートバイの講習を受けていないというところで、琵琶湖でボート遊びはできないという。

(仲川委員) 後ろに乗せてもらうしか仕方がないですね。

(相阪委員) そういうのが現状であるということで。

(仲川委員) そう。

(相阪委員) 今後、船遊びをしたい海外の方は琵琶湖が日本の一番の湖なのでそれを希望される方はおられると思います。そのあたりを現場としては、そういうことが出てくるのではないかと思っています。

(井手会長) やはり相阪さんとしてはできたら少しそのあたりを何とかしてほしいと。

(相阪委員) 私どもは何らかの国際免許を持っている方にどう対応すればいいのか。

(仲川委員) 小型船舶の国際免許というのはあるのですか。

(県警) ないと思います。

(仲川委員) 航海士の場合は別ですが。

(井手会長) なかなか難しいでが、今のようなことを議論していただくとなるとこの場でしょうか。

(相阪委員) 教えてほしいです。

(井手会長) そうですよね。難しいにしても、やはり時代が時代ですから、検討していただくようなことは必要と思いますが、そうなったときにこの問題はどこで検討すべきなのでしょうか。

(仲川委員) それはマリーナでしょう。マリーナで対応してやってもらわなければ仕方がないでしょうけれども。

(井手会長) ただ、免許の話は県警の所管では。

(県警) 講習は県警ですが、免許の関係は県警が所管しているわけではありません。

(仲川委員) 船舶免許はまた違います。

(井手会長) なるほど。これも事務局の宿題としていただけますか。

(事務局) 船舶免許に関しては国の運輸関係の部署で所管されているとことになります ので、そちらのほうで審議会などをお持ちだと思いますので、この場で議論するには難し いと思います。

(井手会長) それは無理だと思いますが、窓口といいますか、どこに話を持っていけばいいのかを確認していただいて、事後でも結構ですので、相阪委員にお伝えいただければと思います。

(仲川委員) 少しすいません。

(井手会長) はい。仲川委員。

(仲川委員) 今、琵琶湖でパワーボートに皆さん乗っておられますが。

(井手会長) パワーボートですか。

(仲川委員) パワーボートといって大きい音がするモーターボートです。空中排気になっているモーターボートなのですが、普通は水中排気にすれば音がしないのを、わざと空中排気にして走る。それがパワーを上げると排気音がひどいです。浜辺のところの民家の子供が寝たら、すぐ起きるというぐらいにうるさい。それこそ、下手したら耳を詰めていないとうるさいぐらいの大きい音がするのです。排気音の規制は県でできないのかなと思います。騒音防止条例みたいな感じで徹底して、このホーン以上は違反ですよとやってもらうとか。海ならいいですが音が相当大きいので観光客のお客さんでさえ「何だ、あの音は」みたいな感じでびっくりされています。そのような防止条例的なことは滋賀県としては対処できないのでしょうか。

(井手会長) いかがでしょうか。以前にもパワーボートではないですが、音楽をすごい 大音量で流す話がありました。

(仲川委員) それは水上オートバイですね。水上オートバイも今は音楽を鳴らしてうる さいです。

(井手会長) それは取り締まれないのかというご質問が前回か前々回にあって、それに関しては確か取り締まれるようなことをお聞きしたような気がしたのですが。

(事務局) そうでしたか。

(井手会長) いや、私も少し怪しいのですが、どうでしたか。

(事務局) 例えば近江舞子などで音楽を大音量で流しているケースがあるのですが、私 どもでは対応が難しいです。

(井手会長) 騒音だけでは難しい。いわゆる生活騒音という意味でも取り締まりは難しいでしょうか。

(辻村委員) 例えばパワーボートの乗り入れ禁止とかはできないのですか。

(井手会長) パワーボートそのものは航行が認められているのですか。

(仲川委員) 認められています。

(井手会長) 認められているのですね。

(仲川委員) 琵琶湖では認められています。空中排気にしているか水中排気にしている かの差です。

(相阪委員) あれは本来学校や病院の近くは、水上オートバイなどが音を立てるから350m離れたところを走りなさいというルールをつくられたのですが、何ホーン以上出してはいけないというルールではないから、350m離れたところで大きい音を出していてもいいわけですよ。

(井手会長) そうですね。

(相阪委員) ですから、音を規制するためのものではなくて、何メートル離れたところ を音を立てて走りなさいということですからね。

(井手会長) そうですね。

(相阪委員) そう。それがメートルに変わってしまったからどうしようもない。

(井手会長) そうですね。今の騒音のお話は重要な点だと思います。事務局から今の時 点でお答えできますか。

(事務局) パワーボートは岸から離れた沖合を走るものでして、私どもの航行規制の騒音の措置は住民の生活環境、住宅地などへの騒音ということで、350メートルで線を引いています。これを琵琶湖のところに全部を引きにいくのかというと、理由がないと引けない部分もございます。

(井手会長) 今のご指摘はメートルではなくて、騒音の大きさを何らかのかたちで規制 すべきではないかというご指摘だと思うのです。今の沖合何メートルというのもある程度 想定された騒音でこれだけ離れれば陸側で聞けばここまで下がっているはずだと。 (事務局) そうです。

(井手会長) ロジックで決まっているはずですので、そこが逆に発生源の騒音が飛び抜けて大きい場合はどうなのだということだと思います。これは難しい問題ですので、今後議論していく大きな点としてお願いできますか。

(事務局) 実際にパワーボート自体の音が大きいということですね。音を思い切り鳴らして、琵琶湖の真ん中でそのような行為をすること自体やパワーボートがそんなに音を出す必要があるのかという話なのだと思います。

(仲川委員) それで音を出す必要というか大きい音を出してモーターボートらしい走りがしたいと思えば音が大きくなる。というのは空中排気になっているから。それを全部水中排気にすれば琵琶湖ではオーケーですよとか、または何ホーン以上は駄目ですよ、何ホーン以上までは大丈夫ですよと。岸から350mとルールを決めているのだから、その時点で聞こえても耳につかない、うるさいと思わないぐらいの程度の音ならいいみたいな感じがはっきりした線を引けたらいいのではないかなと思います。住民も迷惑している。京都、大阪から琵琶湖はいいところだと、琵琶湖へ移り住んでこられた人でも、「何だ。うるさいな」となるのです。

(事務局) 議事の延長でいけば、オートバイやマフラーを替えて爆音で走る車とか。

(仲川委員) それと同じことです。

(事務局) いってみれば陸上では車検があって、そのようなものには乗れませんよね。

(仲川委員) 船も船検があるのですよ。

(事務局) 暴走するような車がいたるところで走っていたら、その車自体がそのような音を出さないようにしなければなりませんよね。言ってみれば、パワーボートも音の出ないようにすると。うるさい音を鳴らすなと言うということですね。近江舞子などではうるさい音楽をかけながら水上オートバイに乗っている人や止まっていても音楽を鳴らしている人など、やり方がいろいろとありますからそのあたりはこれから検討していかなければいけないという気がします。

(井手会長) 直感的に難しいというのは分かるのですが、今後検討していかなければい

けない課題だと思いますので、これも宿題としていただければと思います。小田委員。

(小田委員) 競艇場が一番うるさいです。以前にもその議論はなされたと思いますが、 騒音規制はできないのでしょうか。何よりうるさいです。ツーサイクルの規制のときも競 艇場だけ除外になったので大きな問題になりました。あれはレジャーではないのかという ことでした。騒音はないほうがいいので、私はパワーボートを推奨するわけではないです が、音の規制をすると、その人たちからすると、「あの競艇は」という話になる。

(髙田委員) それに関連して一件だけお願いします。

(井手会長) はい、髙田委員。

(髙田委員) 今一律に350mということだったのですが、私はよく菅浦のほうに行きます。菅浦というのは周りを山に囲まれていて、航行規制のブイがあります。そこから外にいても音は反響するので、音が抜けていくようなところと菅浦みたいにこもるようなところでは一律350mは無理があるのではないかなと思います。

(井手会長) 非常に大切なご指摘だと思います。騒音の観点を今後どのようにしていく のかということで、今後の大きな課題の一つとさせていただきます。

他にいかがでしょうか。残り時間がわずかになってきていますが、これだけはという点はありますでしょうか。

(小田委員) 審議会の今後の予定はどうなっているのかというのが一つと、釣り人の立場としては、琵琶湖ルール、リリース禁止が決まって10年以上になります。私はこの審議会の委員を今年で7年目を迎えて、毎回「リリース禁止は守られていない」、「いや、そこそこ守られていますよ」みたいなやりとりをずっとされています。なぜこの10年もの間、揉めているといったら言葉が悪いですが、普及しないのかをもう少し考えて施策を変えないと、これは永遠に「なぜ釣り人はリリース禁止を守らないの」、「いや、どうしたものですかね」というのを毎年繰り返すので、私は私でその都度意見は述べていますが、根本的に例えば罰則を付けるのであれば罰則をつける。つけてほしいというわけではないですが、グダグダとした状況が十何年間も続いていて莫大な税金が投入されていると思います。私の任期はあと2年で終わるのですが、このままいくと次の方もまた同じような話を延々としているような気がしていて、これでいいのかなという気はしています。

(井手会長) はい、ありがとうございます。まずは最初のところで、今後の審議会の予定ですね。こちらをまず事務局から説明いただけますでしょうか。

(事務局) 審議会につきましては、年1回は開かせていただきます。あとは必要に応じて予算の範囲内で開かせていただくということになろうかと思います。

(井手会長) はい。2つ目の点は難しいところではあります。引き続きこの場で議論を続けさせていただくというお約束しかしかねますが、おっしゃるとおり、とにかく今までとは違った角度での考え方というのを検討していくべきではないかと私も思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。時間も予定されておりました4時になりましたので、このあたりでご意見は締め切らせていただきたいと思います。本日につきましては、期の初めということもありまして、いろいろなご意見をいただきました。事務局にも幾つか宿題をいただいたと思っています。できる限り、それぞれの宿題につきましては、次の審議会といいますと気が長いですから、それぞれの問題提起をされた皆さんにお返ししていただければと思っております。

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の審議会のほうを終了させていただきます。

(事務局) 委員の皆さま、ご審議お疲れさまでした。また、井手会長、議事の進行等ありがとうございました。今後とも皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。